

瀬戸市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第 6 号

瀬戸市会計規則の一部を改正する規則

瀬戸市会計規則（昭和 29 年瀬戸市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>(3) 検収者 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。<u>第 7 条の 3 において「法」という。</u>） 第 234 条の 2 第 1 項に規定する給付の完了の確認をするため必要な検査を行う者として、各課等の長により命ぜられた者をいう。</p> <p>(4)及び(5) <省略></p> <p><u>(指定代理納付者の指定)</u></p> <p><u>第 7 条の 3 市長は、法第 231 条の 2 第 6 項に規定する指定代理納付者（以下「指定代理納付者」という。）を指定するときは、あらかじめ会計管理者に合議するものとする。</u></p> <p><u>2 市長は、指定代理納付者の指定、指定の内容の変更又は指定の取消しをしたときは、その旨を告示しなければならない。</u></p> <p>(物品出納員及び物品取扱主任等)</p> <p>第 21 条 <省略></p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>(3) 検収者 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項に規定する給付の完了の確認をするため必要な検査を行う者として、各課等の長により命ぜられた者をいう。</p> <p>(4)及び(5) <省略></p> <p>(物品出納員及び物品取扱主任等)</p> <p>第 21 条 <省略></p>

2及び3 <省略> 4 物品取扱主任は、その所属の長をもって充て、瀬戸市行政組織規則第44条の2に規定する課に属する公所等においては、物品取扱主任の下に物品取扱補助員を置くことができる。	2及び3 <省略> 4 物品取扱主任は、その所属の長をもって充て、瀬戸市行政組織規則(平成17年瀬戸市規則第39号)第44条の2に規定する課に属する公所等においては、物品取扱主任の下に物品取扱補助員を置くことができる。
--	--

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。